

鹿児島大学大学院農林水産学研究科修士課程
学位論文審査基準

(審査体制)

1. 審査委員会は、主査1名及び副査2名以上の計3名以上で構成する。
2. 主査は主指導教員、副査は副指導教員2名とし、必要に応じて本研究科の担当教員の中から副査を加える。
3. 審査委員会の報告書をもとに研究科教授会において判定を行う。

(評価項目)

1. 学術的あるいは社会的な観点において、新規な内容が含まれていること。
2. 先行研究あるいは関連研究をふまえ、適切に課題が設定されていること。
3. 問題設定から結論にいたる論述が明確で、論理的に展開されていること。
4. 実験や調査あるいは資料収集などの研究方法が適切であること。
5. 研究結果に関する考察が適切になされていること。

(評価基準)

5つの評価項目を総合評価し、全審査委員の評価が60点以上である場合を合格とする。

(関係規則)

1. 鹿児島大学大学院農林水産学研究科規則
2. 鹿児島大学大学院農林水産学研究科履修規則
3. 鹿児島大学大学院農林水産学研究科における修士論文の審査等に関する細則